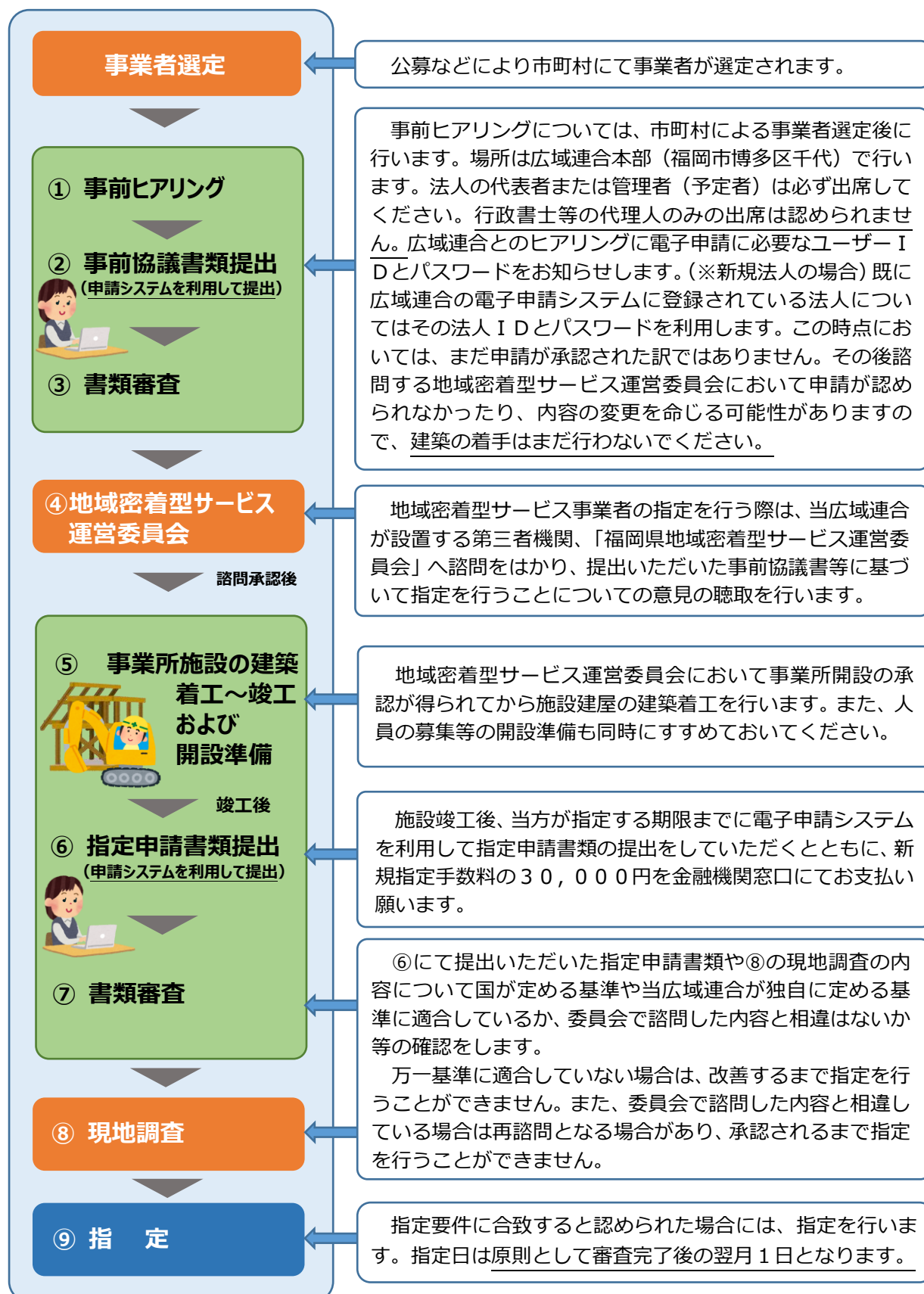


■ 介護保険事業所新規指定について（地域密着型サービス事業所）

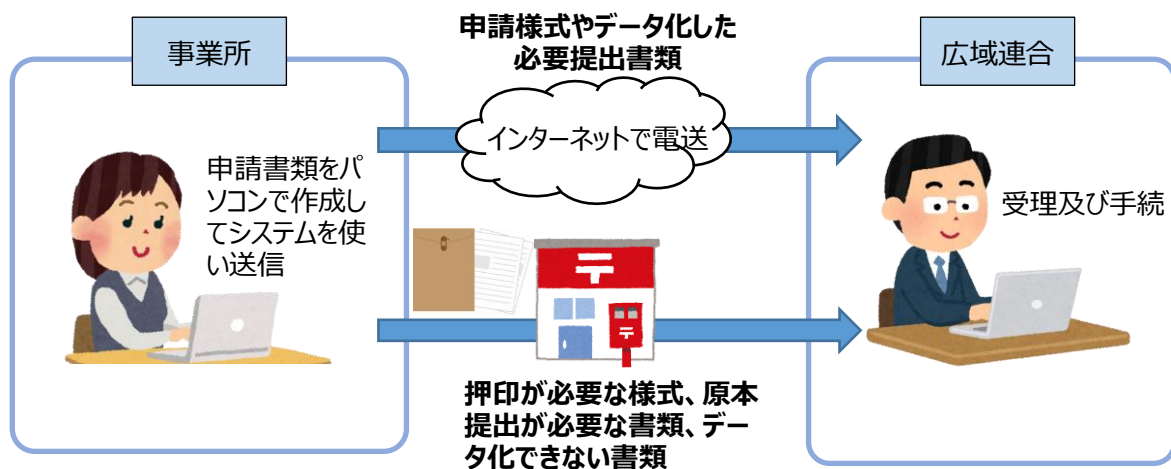
1. 介護保険事業所新規指定の申請方法について

～ 指定申請の流れについて ～



・ 指定更新申請（電子申請システム）の概要について

当広域連合では、令和元年10月から、更新手続の申請にあたっては、インターネットによる電子申請システムを導入しました。電子申請システムの概要については下図のとおりです。



- (1) … システムにログインして、様式の一式（エクセル形式）をダウンロードして、様式を作成する。
- (2) … (1) で作成した様式、および事業所が保有する書類のうち、Excel や Word で作られたものやスキャナーでデータ化できるものについては、システムでアップロード（電送）する。
- (3) … 作成した様式のうち、押印が必要なもの（申請書、雇用証明や誓約書類）原本での提出が必要な書類（履歴事項全部証明や登記関係書類）、データ化できない書類については郵送する。

2. 指定申請にあたっての留意点

1 各留意点について

- ・ 事前協議書の提出期限は、地域密着型サービス運営委員会開催月（6月・9月・12月・3月を予定。）の前々月の末日（広域連合必着）となっています。施設の建設や改装期間、その他準備期間を考慮したうえで、ご希望の事業開始時期に間に合うように十分余裕を持って記載漏れ、添付漏れなきよう再度確認の上、お手続き願います。なお、締切日が土・日・祝日等の閉庁日であった場合は、閉庁日の翌日が締切日となります。
- ・ 事前協議書の提出を受けて、委員会に諮問するにあたり、内容に疑義がある事項については、ヒアリングをさせていただきます。原則電話にて実施しますので、事前協議書の記入担当者名及び連絡先は必ず記入してください。また、場合によっては来庁いただき、直接お聞きする場合があります。
- ・ 地域密着型サービス運営委員会での意見聴取後に、内容（間取り・平面図や建設予定地など）の変更があった場合は、原則として、再度地域密着型サービス運営委員会へ意見聴取が必要となりますので、広域連合本部指定係まで連絡してください。

- ・ 地域密着型サービス運営委員会での意見聴取後に、指定申請書提出に関するご案内を郵送します。また、手数料の納付書については、事業開設予定日の前々月に送付します。ただし、指定申請の手続きについては、建物の竣工の目途がたち、事業所開設準備が整い次第お願いします。
- ・ 書類提出について、履歴事項全部証明や土地の登記簿謄本等については、原本で提出願います。また、提出必要書類一覧中に、「原本証明」と記載されているものについては、次の方法を参考にして原本証明をお願いします。

この写しは、原本に相違ないことを証明します。

法 人 名

代表者名

印（←登記済法人印）

- ・ 指定申請書類の提出期限は、毎月の末日となります。電子申請システムで手続きをおこなった上で、申請書や原本など郵送が必要なものについては締切日必着で広域連合本部まで送付願います。また、現地調査は原則この指定申請書類の提出があった翌月に実施します。
- ・ 指定更新手数料については、納付書記載の期限までに、最寄りの金融機関にてご納付ください。手数料の納付がない場合は、申請書の審査を行う事ができませんのでご注意ください。また、この手数料は審査のための手数料です。納付後に辞退した場合や審査の結果、指定ができなかった場合も返還することができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ グループホーム等の総量規制があるサービス種別の事業所については、地区ごとに整備予定数が当広域連合の介護保険事業計画において定められており、それに基づいて市町村が実施する地域密着型サービス事業者の公募により選定された事業者が開設することができます。
また、総量規制がない地域密着型通所介護においても、その市町村に小規模多機能型居宅介護がある場合やすでにその年度の地域密着型通所介護の利用実績が計画値を超えている場合は指定を行わないことがありますので、まずは開設予定の場所がある構成市町村の介護保険担当窓口までご相談願います。それから当広域連合へ連絡するようにお願いします。

2 指定を受けるための要件について（介護保険法第78条の2及び第115条の12）

- （1）法人であること。
- （2）事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月 厚生労働省令第34号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月 厚生労働省令第36号）に定める基準及び員数を満たしていること。
- （3）事業所の設備が、「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」「厚生労働省令第34号及び第36号」に定める基準を満たしていること。

- (4) 「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」「厚生労働省令第34号及び第36号」に定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。
- (5) 法人及びその役員等が欠格事項（法第78条の2第4項第5号から第9号まで）に該当していないこと。
- (6) 「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則」第2条に違反していないこと。

指定を受けるために必要な要件は、上記（1）～（6）のとおりですが、具体的に記述した下記基準等について、必ず、全文を熟読し、理解した上で申請してください。

- ・ 「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」
- ・ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」
- ・ 「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」
- ・ 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- ・ 「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- ・ 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
- ・ 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ・ 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について

3 老人福祉法に基づく「老人居宅生活支援事業」の届出について

「認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業」「小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業」並びに「認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業」「看護小規模多機能型居宅介護事業」を行う場合には、老人福祉法の適用を受けることとなり、「老人居宅生活支援事業開始届」の届出が必要になりますので、保健福祉（環境）事務所へ届出を行ってください。

○老人福祉法に基づく居宅生活支援事業等の届出に関する問い合わせ先
管轄の保健福祉（環境）事務所

4 生活保護法に基づく「指定介護機関」としての指定について

「地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業者」で、生活保護受給者にサービス等を提供する場合は、これまで、別途、生活保護法による指定を受けることが必要でしたが、今後は、介護保険サービス事業所の指定を受ければ、生活保護法による指定介護機関としての指定を受けたものとみなされます（みなし指定）。

しかし、この「みなし指定」を辞退する場合は、市福祉事務所又は県保健福祉（環境）事務所に「指定辞退届出書」の提出が必要です。

- 生活保護法に基づく指定介護機関としての指定に関する問い合わせ先
管轄の市福祉事務所又は保健福祉（環境）事務所

5 介護保険法に基づく業務管理体制の整備及び届出について

介護保険法上、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められています。

業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を、遅滞なく届け出ることが必要となりますので、届出先（国、都道府県又は保険者）へ届出を行ってください。なお、業務管理体制の詳細やどこに届け出るべきかについては厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/service>）をご参照ください。

6 相談及び問い合わせ先について

地域密着型サービス事業者指定申請に関する相談、質問等については、下記にお問い合わせください。なお、来庁される場合には、事前に電話で来庁日時等の打ち合わせをした上で来庁して下さるようお願いいたします（予約者優先となります。）。

○問い合わせ先

福岡市博多区千代4丁目1番27号福岡県自治会館3階
福岡県介護保険広域連合本部 事業課 指定係

TEL 092-981-9074